

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申 告 額	18,854	1,380,153,663	15,981	137,541,260	6,256
	修正申告による増差額	394	4,699,599	711	830,396	291
	更正による増差額	—	—	—	—	—
	更正等による減差額	198	△ 2,811,351	277	△ 370,964	115
	決 定 額	—	—	—	—	—
	実 18,830	1,382,041,911	実 15,973	138,000,692	※実 6,256	
過 年 分	申 告 額	321	15,352,596	293	1,469,860	152
	修正申告による増差額	2,712	43,105,605	4,252	10,506,657	1,496
	更正による増差額	15	215,900	19	33,471	4
	更正等による減差額	1,188	△ 21,942,102	1,611	△ 6,863,952	664
	決 定 額	11	952,777	11	177,521	6
	実 298	37,684,776	実 405	5,323,556	実 152	
合 計	申 告 額	19,175	1,395,506,259	16,274	139,011,119	6,408
	修正申告による増差額	3,106	47,805,204	4,963	11,337,053	1,787
	更正による増差額	15	215,900	19	33,471	4
	更正等による減差額	1,386	△ 24,753,453	1,888	△ 7,234,915	779
	決 定 額	11	952,777	11	177,521	6
	実 19,128	1,419,726,687	実 16,378	143,324,249	実 6,408	

調査対象等：「本年分」は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「過年分」は、平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。